

## ご挨拶とセミナー主旨

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、PwC中国日本企業部では、この度「グローバル・モビリティーおよび個人所得税実務処理に関するホット・トピック交流会」と題したオンラインセミナーを開催する運びとなりましたので、ご案内申し上げます。

個人所得税優遇政策の移行期間の最後の年である2021年は企業にとって非常に重要な一年です。その2021年も既に最後の四半期に入りました。過去一年間にわたり、広東-香港-マカオグレーター・ベイ・エリア(GBA)個人所得税優遇政策が更新され、「行政処罰法」、「税務調査案件取扱プロセス規定」、「個人情報保護法」が相次いで公布され、並びに各税務局および市場監督局が連携して個人による株式譲渡を管理し、芸能事業従事者に対する個人所得税の税収管理の強化について国家税務総局と公庁から通知が出されています。私どもPwCは、企業とともにこれらの政策動向を注視すると同時に、グローバル・モビリティーおよび個人所得税の実務的な処理についてより多くの観点から考えていきました。

10月下旬に、私どもは、お客様全体向けに中国語のセミナー交流会を開催し、グローバル・モビリティーおよび個人所得税の実務上の処理について、ご参加いただいた方と交流し、多くのフィードバックをいただきました。その結果を踏まえ、日系企業の特殊性および重要性を加味した日系企業向けのセミナーを日本語で開催することといたしました。

PwCグローバルモビリティーおよび個人所得税コンサルティングサービスチームは、今回の日本語オンラインセミナーを通じて、グローバルモビリティーおよび個人所得税のホットトピックを共有いたします。

ご多忙とは存じますが、下記日時にてお申込みをいただきまして、当オンラインセミナーへご参加いただけます様、謹んでご案内申し上げます。

敬具

PwC Mainland China and Hong Kong 日本企業部統括代表パートナー  
高橋忠利

## 開催概要

開催日	2021年12月6日(月)
時間	14:00 – 15:00 (中国時間)
配信方法	Zoom
使用言語	日本語
参加費	無料

## 会議の形式

今回の日本語オンライン交流会では、下記の議題に関する説明に加え、お申込段階で提出されている、よく聞かれるご質問に対する回答のセッションも設けております。

セミナーのお申込情報を記入される際、本交流会で皆様と話し合いたいグローバルモビリティーおよび個人所得税関連の質問事項をご記入いただけますと幸いです。私どもはご質問をいただいた中から、普遍性、典型性および先見性を持つものについて申込情報を開示せず、セミナーのご参加者と共に話し合わせていただきます。

## 主な議題内容

### 個人所得税優遇政策の経過期間後の対応策

- 最近の税務調査の動向
- ポストコロナ時代において、国際人員派遣における個人所得税上の影響
- 個人所得税年度確定精算申告終了後に調整申告を提出する際の注意点
- COVID19による一時帰国にかかる日本の税務上の取り扱い—2021年の動向に関する処理

## 講師のご紹介



川上 一郎  
PwC日本 グローバル・モビリティ・サービス  
日系企業業務統括  
パートナー(日本)



張 志剛  
PwC中国 北京事務所 グローバル・モビリティー・サービス  
日系企業業務統括パートナー(中国)



稻葉 優子  
PwC日本 グローバル・モビリティ・サービス  
ディレクター



山崎 学  
PwC中国 北京事務所 日本企業部  
パートナー

## お申し込み方法

下記のお申込リンクまたはQRコードにアクセスいただき、必要事項をご記入後お申込ください。お申込完了後、お申込確認メールをお送りします。

- \* 同業者様からの参加申込みはお断りさせていただきます。
- \* 本案内状を受け取られた方に限定させていただきます。

**お申込リンク:** <http://qtbj8p9ggqdywy5h.mikecrm.com/QaTYK6m>

**お申込み締切日:** 12月2日(木)17:00

**お問い合わせ:** PwC中国 日本企業部  
梶川 [asako.a.kajikawa@cn.pwc.com](mailto:asako.a.kajikawa@cn.pwc.com)

## お申込QRコード

